

<p>① 件 名</p> <p>国民健康保険運営の都道府県単位化について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 増大する医療費、少子高齢化による現役世代の負担増加などを背景として「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に公布された。 このことにより、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担っていくこととなった。</p> <p>【目的】 国民健康保険が抱える構造的な課題を解決し、国民皆保険を将来にわたって堅持するもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>平成25年12月13日 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律公布（平成25年法律第112号） 平成27年 5月27日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律公布（平成27年法律第31号） 12月24日 宮城県国民健康保険運営連携会議設置 平成29年 6月 宮城県国民健康保険運営方針（案）パブリックコメント募集 ～7月</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>1 国民健康保険運営の在り方の見直し (1) 都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担う。 ・都道府県は、市町村ごとの国保事業費納付金を決定、標準的な算定方法により市町村ごとの標準保険料率を決定する。 ・市町村は、標準保険料率を参考に保険税率を決定、賦課・徴収し国保事業費納付金を納付する。 (2) 都道府県が統一的な運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。 (3) 市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う。</p> <p>2 国保改革への国の財政支援の拡充 ・毎年約3,400億円の財政支援拡充により、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位化により医療保険制度の安定、世代間・世代内の負担の公平化、医療費の適正化が図られ、また、財政支援の拡充により、国民皆保険が将来に渡って堅持される。 ・市町村ごとの国保事業費納付金・標準保険料率の公表により保険税率の見直しが必要となる。
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>すべての市町村が都道府県と共に国民健康保険の保険者となり共同して国保運営を担う。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成29年 8月 石巻市国民健康保険税の見直し ～平成30年 1月 （石巻市国民健康保険運営協議会の全4回開催） 平成29年11月 【県】事業費納付金仮算定（仮係数） 12月 【県】宮城県国民健康保険運営方針決定 平成30年 1月 【県】事業費納付金算定（確定計数）、標準保険料率の公表 石巻市国民健康保険税の見直し（石巻市国民健康保険運営協議会答申） 2月 市議会第1回定例会に石巻市国民健康保険条例及び石巻市国民健康保険税条例の一部改正を提案（平成30年4月1日施行）</p>
<p>⑨ その他</p> <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載及び担当窓口への周知用チラシの設置、納税通知書へのチラシ同封を実施済。 ・市報は平成30年1月号に掲載予定。